

I S 太陽(泉佐野泉南医師会看護専門学校卒業生会)会則

第1条 本会はI S 太陽(泉佐野泉南医師会看護専門学校卒業生会)といい、以下本会と称す。

第2条 本会は卒業生・在校生相互の連携を図り、地域医療の発展及び母校の発展に努める事を目的とする。

第3条 本会は泉佐野泉南医師会看護専門学校の卒業生で組織し、本部を泉佐野市湊1-1-30 泉佐野泉南医師会看護専門学校に置く。

第4条 会費は永久会費金5,000円とし、卒業と同時に納入する。

第5条 本会に納入された会費は、いかなる理由があっても返還しない。

第6条 本会に次の役職をおく。

- | | |
|---------|----|
| (1)会長 | 1名 |
| (2)副会長 | 1名 |
| (3)書記 | 1名 |
| (4)会計 | 1名 |
| (5)会計監査 | 1名 |

第7条 会長は、会務を総括し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時又は支障ある時は、職務を代行する。

3 書記は、本会に関する議事の記録及び議事録の管理を主務とする。

4 会計は、会費その他の金銭の出納及び管理を主務とする。

5 会計監査は、随時会計業務を監視し、総会において報告する。

6 各クラスに互選により2～5名の同窓会委員を置き、クラスの異動状況を把握することを主務とする。

第8条 役員の任期は3年とする。但し再選を妨げない。

2 役員の欠員が生じた場合は、役員間で決定し会長が補充任命する。

3 役員の任期が満了しても、後任者が決定するまでは引き続きその役職を行う。

第9条 総会は本会の最高決議機関であって、会員をもって構成し次の事項を決議する。

- (1)会則の変更
- (2)事業計画及び事業報告に関する事項
- (3)予算及び決算に関する事項
- (4)本会の組織及び運営に関する重要事項

第10条 総会は会長が招集する。

2 総会の招集は、少なくとも1ヶ月前までに総会に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって役員が会員に通知する。

3 臨時総会は、特定の事項について役員会で必要と認められたとき、又は会員の2

分の1以上から総会の目的事項を示して要求があった時に、会長が招集する。

4 総会の議長・書記は、会長が役員の中から指名する。

第11条 総会は会員の2分の1以上の出席がなければ開会できない。但しやむをえない理由のため欠席する時は、委任状を提出し出席とみなす。

2 総会の議事は出席者の2分の1以上の賛成をもって決議し、賛否同数の時は議長の決するところによる。

3 総会の議事録は書記が作成し、議長及び出席代表者2名が記名押印の上これを保存する。

第12条 本会に要する経費は会費及び寄付に伴う収入をもって支弁する。

第13条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は役員会で作成し、総会の決議を経なければならない。

2 事業計画及び収支予算を変更する場合も、前項と同様とする。

第14条 本会の事業報告を会長が、これに伴う収支決算は会計が作成し、役員会を経て総会の決議を経なければならない。

第15条 本会に必要な場合は、役員会の決議を経て特別会計を設ける事ができる。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

附則

本会則は、平成17年4月1日より実施する。

本会則は、平成27年4月1日より実施する。